はーとふるメッセージ２０１１

特選作品紹介 第４回

作文・中学生の部

ろう者との関わり

鯖戸　李都さん（西中学校２年）

「聴覚障がい者」。皆さんはこの言葉を聞いてどのように考え、何を想うでしょう。私は一番に母のことを思い浮かべます。私の母は今年で四年目の手話通訳者、その子どもの私は聴覚障がい者の方と人より多く関わってきました。

　母は私が一歳の頃に手話サークルという団体に入って以来、毎週金曜日に活動をしています。耳が聞こえない人をろう者といい、手話サークルではろう者の方と一緒に手話について学びます。普段は学校なので参加できませんが、たまに行けると皆さんが優しく接して下さるので、のびのびと体験しています。

　以前、一切喋らない劇をしました。「劇に必須のセリフを使わないで、成り立つのだろうか」と不安な私。けれどその想いは一瞬で吹きとびました。言葉で伝えられない分表情がとても豊かで、動きが分かりやすく、目が離せなくなりました。新鮮で、とても面白く感じたのです。私もその場で簡単な犬の役を演じさせて頂きました。思ったことを素直に演じれば良いみたいです。なかなか思うようにできなかったけれど、皆さんにほめて頂き少し自信がつきました。その場では、聴覚を超えた関わりを感じました。ろう者も皆と一緒に楽しそうな笑顔を浮かべていたからです。

　皆さんは、ろう者についてどう考えるのでしょう。「かわいそう」「苦手」と思う人の気持ちもわからなくありません。が、それは違います。かわいそうではないのです。確かに、生活面において不便はあると思います。音声での会話はできないし、テレビも字幕なしでは見れません。視覚や他の人・物に頼った生活になるでしょう。しかし、趣味をもっと楽しく過ごせますし、手話・ジェスチャーを用いれば話すこともできます。むしろ彼らを不便に生活させてしまっているのは、私たちかもしれません。というのも、同情や特別な扱いがろう者にとって一番傷つくことだと思うからです。もちろん困っている時に手助けをするとか、そういう基本的なことはするべきです。ただ私は、普通に接するのが良いと思っています。

　もう一つ、ろう者の住みごこちの良い世の中にしたいと考えています。今年の三月十一日に起こった東日本大震災でも、多くのろう者が現状を理解できないまま亡くなられていきました。彼らには注意を促す警報は聞こえないし、何が起きているか知らず、結果的に〝とりのこされた〟形になりました。そういうことへの対策も今後必要だと思います。それは私たちの課題とも言えるでしょう。

　今回は障がい者の中でも聴覚障がい者・ろう者についてでした。ですがこのことは、他の障がい者の方達にも当てはまると思います。私はろう者と関わることで、想いを伝える方法は言葉だけじゃないことが解りました。こうして私の意見を述べた限り、私自身も方向を見失わないように生活したいと考えています。ろう者の方・障がい者の方たちが笑って過ごせるように。

選評

お母さんが手話通訳者で、時々お母さんと手話サークルに参加し、ろう者と関わっていく中で、つながりを体感したことや、東日本大震災で多くの仲間を失った教訓から、自分の生き方を見つけ、力強く一歩を踏み出しました。

ポスター・小学生の部

木澤　律希さん（稲枝東小学校４年）

学年、学校名はいずれも応募時のものです。

相談

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
人権なんでも相談	5月2日(水)・同16日(水) 13:00～15:00	相談室（市役所1階）	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談に応じます。市人権政策課☎30-6115、FAX24-8577
行政書士無料相談会 相続手続相談	5月11日(金) 13:00～15:00	市まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398	相続に関する手続き（遺言書の作成、遺産分割に関することなど）の相談に応じます。電話による予約制（受付は、5月2日(水)8:30から）※市内在住、在勤者に限定。
ひきこもり相談	5月8日(火) 13:00～15:00	彦根保健所 ☎22-1770 FAX26-7540	おおむね16歳以上で、対人関係を持てなかったり、社会からひきこもりがちになっている悩んでいる人や、その家族の相談に医師や保健師が応じます。（予約制）
こころの健康相談	5月18日(金) 14:00～15:30		心の健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活の様子などを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします。（予約制）
アルコール相談	5月24日(木) 14:00～17:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます。（予約制）
行政相談委員による 行政相談	5月14日(月) 13:00～15:00	市まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談に応じます。※市内在住、在勤者に限定
登記 表示登記 相談	5月18日(金) 13:00～16:00	市まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談に応じます。電話による予約制（受付は5月9日(水)8:30から先着6人）※市内在住、在勤者に限定
若年者就労相談	5月18日(金)・同25日(金) 13:00～15:30	ひこね燦ぱれす ☎26-7272 FAX26-7377	キャリアコンサルタントによる就職相談。適性検査・面接指導をはじめ、職種や職業紹介まで個別指導します。自信を回復して就職に取り組み、自立した生活を目指します。
労働法律相談	5月18日(金) 18:30～20:00	ひこね燦ぱれす ☎26-7272 FAX26-7377	職場における悩み事、仕事上困難な問題について、弁護士が相談に応じます。電話による予約制（受付は、4月18日(水)9:00から先着3人）※月曜日は休館日。
行政相談委員による 巡回行政相談	5月22日(火) 13:00～15:00	河瀬出張所	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談に応じます。※市内在住、在勤者に限定 市まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
滋賀弁護士会 法律相談	5月25日(金) 13:00～16:00	市まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398	電話による予約制（受付は5月16日(水)8:30から先着6人）**相談料：1回（30分）5,250円（相談日にお支払いください）** ※市内在住、在勤者に限定
行政なんでも相談所	5月31日(木) 13:00～16:00（受付時間 12:30～15:00）	大学サテライト・プラザ彦根（アル・プラザ彦根6階）	相続、登記、遺言書の書き方の相談や、社会福祉、道路交通、河川管理などの国・県・市の行政全般について、苦情・要望などのある人は、気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。総務省滋賀行政評価事務所☎077-523-1100
子ども・家庭相談	毎週月～金曜日（祝日は除く）8:30～17:15	市家庭児童相談室 ☎23-7838 FAX26-1768	子どものことをはじめとする家庭内の悩み（育児不安、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスなど）について、相談に応じます。
全国共通 人権相談ダイヤル	毎週月～金曜日（祝日は除く）8:30～17:15	全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110	人権にかかわる問題（差別、暴行・虐待、セクハラ・パワハラ、いじめ・体罰、名誉毀損、プライバシーの侵害など）について、人権擁護委員・法務局職員が相談に応じます。
消費生活相談	毎週月～金曜日（祝日は除く）9:00～12:00 13:00～16:15	市生活環境課 消費生活相談窓口 ☎30-6144	多重債務問題や架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、消費生活や契約のトラブルに関する相談に応じます。
子どもと親の悩みの相談電話	毎週月・水曜日（祝日は除く）14:00～17:00	市教育研究所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます。（電話相談）
交通事故相談	毎週火・木曜日 9:00～16:00	湖東合同庁舎2階（元町）	被害者・加害者を問わず、専門の相談員が相談に応じます。また、電話による相談にも応じます。（祝日を除く月～金曜日）県立交通事故相談所彦根分室☎27-2230
多言語電話相談	毎週水・木・金曜日（祝日は除く）10:00～12:30 13:30～16:00	☎27-2400（相談専用電話）	市役所などでの手続き、生活の中で困ったことなどの相談に、3つの言語で応じます。水曜日＝英語、木曜日＝ポルトガル語、金曜日＝中国語
心配ごと相談所	毎週水・金曜日（休館日は除く）13:00～16:00	市福祉保健センター別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとの相談に応じます。彦根市社会福祉協議会☎22-2821、FAX22-2841
男女共同参画ウィズ相談室 総合相談	毎週水・木・金曜日（祝日は除く）13:00～16:00	市男女共同参画センター「ウィズ」（福祉保健センター前）相談専用ダイヤル ☎21-5757	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係（セクハラなど）、子どもに関することなど、さまざまな相談に応じます。
男女共同参画ウィズ相談室 専門相談	**法律相談** 毎月第3月曜日午後 / **こころの悩み相談** 毎月第1月曜日午後		専門相談は、総合相談を受けたあとで、必要な人のみ予約できます。「法律相談」では弁護士が、「こころの悩み相談」では臨床心理士が相談に応じます。